

東京港排出油等防除協議会会則

沿革 平成 9年11月17日 制定
平成19年 7月 6日 一部改正
平成20年 7月25日 一部改正

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、東京湾内において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合に、主として東京港及びその周辺海域における排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「東京港排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(主な活動海域)

第3条 本協議会の主な活動海域は、東京港及びその周辺海域とする。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（活動マニュアル）の策定
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- (4) 排出油等の防除に関する重要事項の協議
- (5) 各機関が行う防除活動の調整

2 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(組織)

第5条 協議会の会員は、排出油等防除に係る国の機関、地方自治体、関係団体、民間事業所等別表に掲げる各機関の長又はその指名する職員とする。

2 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名

3 会長は、東京海上保安部長をもって充て、会務を総理する。

4 副会長は、会員の互選とし、会長を補佐する。

(役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、議決することができ

ない。

- 2 定例総会は年 1 回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。
- 3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第 8 条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告の承認及び事業計画の審議決定
- (2) 会則等の制定改廃
- (3) その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第 9 条 役員会は、第 5 条第 2 項に定める役員をもって構成する。

- 2 役員会の招集は、会長が必要に応じ行う。
- 3 会長は、必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第 10 条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項の検討・立案
- (2) 総会において決議した事項の執行
- (3) 総会の決議を要しない事項の執行
- (4) 活動マニュアルに関する企画・立案
- (5) 訓練の企画・立案及び実施
- (6) その他協議会の目的達成のため必要な事項

(資料の提出)

第 11 条 会員は、排出油等防除の際に必要な次の各号に関する資料に変更が生じた場合は、その都度会長に提出するものとする。

- (1) 船艇、防除資機材等の保有状況
 - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX 番号等）
 - (3) その他必要な事項
- 2 会長は、前項の資料を取りまとめ、会員に配布するとともに、東京湾排出油等防除協議会の会長に提出するものとする。

(訓練)

第 12 条 協議会は、排出油等事故発生時における各機関の防除活動に資するため、年 1 回以上、排出油等防除訓練を行うものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第 13 条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 6 第 2 項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東京湾及びその周辺海域に係る同法第 43 条の 5 第 1 項の排

出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供)

第 14 条 会長は、東京管内において大量の油等が排出され、又は排出されるおそれがある場合は、会員に対し、速やかに事故に関する情報を提供するものとする。

(調整本部の設置及び活動の調整)

第 15 条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出されるおそれがある場合は、必要により調整本部を設置し、情報の共有を図るとともに、会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ迅速かつ的確な防除活動が実施できるよう調整を行うものとする。

2 調整本部は、会長及び会長が必要と認める者により構成する。

(求償)

第 16 条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第 17 条 防除活動を実施した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害及び死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第 18 条 協議会の事務局は、東京海上保安部警備救難課に置く。

付 則

この会則は、平成 9 年 11 月 17 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 20 年 7 月 25 日から施行する。